変更許可申請手数料の取扱いについて

変更理由		手数料
イ　設計変更	・開発区域の面積に応じ規定する額の 10 分の 1	・イ、ロ、ハの額の合算額（ただし 87 万円をこえない範囲とする。）
ロ　新たな土地の開発区域への編入による変更 ［法第 30 条第 1 項第 1 号－第 4 号］	・新たに編入される開発区域の面積に応じ規定する額	
ハ　その他の変更	10,000 円	

項目		変更内容	許可又は届出	手数料
開発区域		1　工区の変更	変更許可	ハ　その他の変更
用途		2　予定建築物等の用途の変更	変更許可	ハ　その他の変更
設計	公共施設	3　公共施設の位置、規模、設計の変更	変更許可	イ　設計変更
		4　公共施設の管理者・帰属事項の変更	変更許可	ハ　その他の変更
	公共施設以外	5　公共施設以外の設計の変更（７～８を除く。）	変更許可	イ　設計変更
		6　法第 33 条の技術基準の審査対象外のものの変更	変更届	無料
		7　予定建築物の敷地規模の 10 分の 1 未満の変更（住宅用以外の敷地規模の変更で、結果として 1,000㎡以上となる場合を除く。）		
工事施行者		8　工事施行者の変更（10、11 を除く。）	変更許可	ハ　その他の変更
		9　工事施行者の変更（自己居住用又は 1ha 未満の自己業務用の建築物等の用に供する開発行為の場合）	変更届	無料
		10　工事施行者の名称又は住所の変更（その他用又は 1ha 以上の自己業務用の建築物等の用に供する開発行為の場合） ※代表者名の変更は届出不要		
その他		11　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更	変更届	無料
		12　法第 34 条の適用号及び理由の変更	変更許可	ハ　その他の変更
		13　資金計画の変更（その他用又は 1ha 以上の自己業務用の建築物等の用に供する開発行為の場合）		